



府消委第287号  
平成26年12月9日

内閣総理大臣  
安倍晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上正二



## 答申書

平成26年10月31日付け消食表第265号をもって諮詢のあった、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について下記のとおり答申する。

なお、特保制度との関係・整序などの根本的な問題や、いわゆる健康食品や特保を含め表示だけでなく広く広告を含めたるべきルールの問題について、さらに消費者委員会として、引き続き検討を加える所存である。

## 記

新制度が、事業者が自己認証により当該食品に機能性があることを確認し消費者庁に届け出る制度であることに鑑み、届出内容が事実と異なる場合の対応方法や、消費者の安全性の担保が重要な課題となる。この点、届出がなされた場合には、当該食品に機能性があると事業者が結論づけた根拠も含め、販売開始の60日前には消費者庁に届け出された情報がインターネットで公開され、誰でも内容を確認できる制度であることや、行政が市場から製品を購入し、実際の製品に届出内容どおりの関与成分が正しく含まれているかを検査する体制を構築しようとしていること、また、万が一、事故が起こった場合に備え、届出事業者に消費者庁に直接事故情報を報告させることとなっている点など評価

できる点もある。したがって、食品の機能性にかかる正確な情報を提供することにより一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に寄与しうる制度を創設するにあたっては、本委員会として、本諮問にかかる制度も、ありうべき選択肢の一つであると判断した。

一方、制度の実現にあたっては、適切な形での広告規制と安全確保が施され、消費者にとってわかりやすい表示になる必要があるところ、今後消費者庁が策定を予定している通知やガイドラインにおいて規定されるべき事項も多く、今回の審議において具体的に確認できていない。本制度の策定にあたっては、食品の安全と消費者の商品の合理的選択の確保の観点から構想されている新たな制度及びその基準の運用を万全なものとするため、以下1.～9.に所管省庁である消費者庁が真摯に対応することが必須であると考える。よって、以下1.～9.の実施を前提として、別添の諮問案のとおりとすることが適当とする。

1. 施行通知やガイドラインの策定にあたっては、「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会報告書」のうち食品表示基準に記載されていない事項が全て網羅され、消費者の安全が必ず確保されるよう、慎重に内容を検討すること。また、制度を運用するにあたり、消費者の安全確保の観点から食品安全委員会の知見を活用することが有効な場合には、積極的に連携を図ること。
2. 食品の性格上、安全性の徹底は極めて重要であるため、速やかな検査体制を構築し、安全性に問題がある場合は、早急に適切かつ厳格な行政処分や罰則が科されるよう、所管省庁において定員・予算を含め十分な執行体制が構築されること。
3. 届出後、当該食品の機能性に十分な科学的根拠がないことが判明した場合には、早急に適切かつ厳格な行政処分や罰則が科されるよう、所管省庁において定員・予算を含め、十分な執行体制が構築されること。
4. 機能性表示食品の新たな制度が実現することで、現在「いわゆる健康食品」として一括して取り扱われている製品群のなかから、科学的根拠に基づく機

能性を表示した製品群が消費者に選択されることによって、科学的根拠のない製品群が市場から淘汰されることを強く期待したい。このためには、容器包装への表示のみならず、科学的根拠の無いイメージ広告等に対する景品表示法や健康増進法に基づく行政処分をより強化すべきであり、そのため、所管省庁において定員・予算を含め十分な執行体制が構築されること。

5. 2.～4. の実現に向け、消費者庁は本制度の司令塔として、関係省庁と緊密に連携を取っていくこと。
6. 届出事業者から消費者庁への事故情報の報告が必ず行われるよう、制度設計を行うにあたり十分に留意すること。
7. 特に、サプリメント形状の加工食品については、GMPに基づく製品管理の推進と誤解を招くことのないわかりやすい表示を行うこと。
8. この制度をより堅固なものとするために、制度の脆弱性を克服するべく、次の義務及び権限についての法的基盤について、実施後すみやかに補強・整備すること。  
①食品の機能性表示を行う事業者は、科学的根拠を証する情報を含む所定事項を消費者庁長官に届け出なければならないという、事業者の義務。  
②科学的根拠を証明せずに、又は消費者庁長官に対する届出をせずに食品の機能性表示を行う事業者に対し、行政処分を行う権限。
9. 諮問案の構想する制度に基づく表示によって、消費者の当該食品の安全性や機能性への安易な期待感が増幅することが危惧されるため、この懸念を払しょくするべく、消費者に対する適切な情報提供と啓発が実施されること。

## 食品表示基準（案） 新旧対照表

改 正 案	現 行 案（平成26年10月31日付け答申）
<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 【略】</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～九 【略】</p> <p>土 機能性表示食品 疾病に罹患していない者（未成年、妊娠婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るものを除く。）が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品（特別用途食品（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第一項に基づく許可又は同法第二十九条第一項に基づく承認を受け、特別の用途に適する旨の表示をする食品をいう。）、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料及び国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えていたものとして健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）第十一一条第二項で定める栄養素の過剰な摂取につながる食品を除く。）であって、当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の六十日前までに消費者庁長官に届け出たものをいう。</p> <p>十一～十九 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>(横断的義務表示)</p> <p>第三条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 【略】</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～九 【略】</p> <p>土～十八 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>(横断的義務表示)</p> <p>第三条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる事項については、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。</p>
【略】	【略】
栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナ	1 栄養成分の量及び熱量は、次に定める方法により、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位（以下こ
	1 栄養成分の量及び熱量は、次に定める方法により、当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位（以

トリウム。以下この項において同じ。) の量及び熱量	の項において「食品単位」という。) 当たりの量を表示する(特定保健用食品及び機能性表示食品について表示する場合を除く。)。この場合において、当該食品単位が一食分である場合にあっては、当該一食分の量を併記する。 一～三 【略】  2 【略】	トリウム。以下この項において同じ。) の量及び熱量	下この項において「食品単位」という。) 当たりの量を表示する(特定保健用食品を除く。)。この場合において、当該食品単位が一食分である場合にあっては、当該一食分の量を併記する。 一～三 【略】  2 【略】
【略】	【略】	【略】	【略】

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。)には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
特定保健用食品	【略】	【略】	特定保健用食品	【略】
機能性表示食品	<p><u>機能性表示食品である旨</u></p> <p><u>科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性</u></p>	<p>「機能性表示食品」と表示する。</p> <p>消費者庁長官に届け出た内容を表示する。</p>		
栄養成分の量及び熱量		<p>1 栄養成分の量及び熱量については、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの)の一日当たりの摂取目安量当たりの量を表示する。</p> <p>2 1に定める成分以外の栄養成分を表示する場合は、一日当たりの摂取目安量当たりの当該栄養成分の量をナトリウムの量の次に表示する。</p> <p>3 1及び2に定めるほか、第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項の下欄1に定める表示の方法を準用する。この場合において、第一項</p>		

	<u>の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項の下欄 1 中「当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位（以下この項において「食品単位」という。）当たりの量」とあるのは「一日当たりの摂取目安量当たりの量」と読み替えるものとする。</u>
<u>一日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量</u>	<u>消費者庁長官に届け出た内容を、別記様式二又は別記様式三の次に表示する。</u>
<u>一日当たりの摂取目安量</u>	<u>消費者庁長官に届け出た内容を表示する。</u>
<u>届出番号</u>	<u>消費者庁長官への届出により付与された届出番号を表示する。</u>
<u>食品関連事業者の連絡先</u>	<u>食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話番号を表示する。</u>
<u>機能性及び安全性について、国による評価を受けたものでない旨</u>	<u>「本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」と表示する。</u>
<u>摂取の方法</u>	<u>消費者庁長官に届け出た内容を表示する。</u>
<u>摂取する上での注意事項</u>	<u>消費者庁長官に届け出た内容を表示する。</u>
<u>バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言</u>	<u>「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示する。</u>
<u>調理又は保存の方法に關し特に注意を必要とするものにあつ</u>	<u>消費者庁長官に届け出た内容を表示する。</u>

では当該注意事項				
疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨	「本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。」と表示する。			
疾病に罹患している者、未成年、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦に対し訴求したものではない旨	「本品は、疾病に罹患している人、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。」と表示する。			
疾病に罹患している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨	「疾病に罹患している場合は医師に、医薬品を服用している場合は医師、薬剤師に相談してください。」と表示する。			
体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨	「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。」と表示する。			
別表第十七の下欄及び別表第十八の中欄に掲げる加工食品	【略】	【略】	別表第十七の下欄及び別表第十八の中欄に掲げる加工食品	【略】
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】
3 前二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる表示事項の表示は、同表の下欄に掲げる区分に該当する食品にあってはこれを省略することができる。			3 前二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる表示事項の表示は、同表の下欄に掲げる区分に該当する食品にあってはこれを省略することができる。	
【略】	【略】		【略】	【略】
消費期限又は賞味期限	【略】		消費期限又は賞味期限	【略】

原材料名	<p>1 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの（機能性表示食品を除く。）</p> <p>2 原材料が一種類のみであるもの。ただし、次に掲げる場合は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 缶詰及び食肉製品の場合</li> <li>二 <u>機能性表示食品の場合</u></li> <li>三 原材料名に分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示する場合</li> <li>四 原材料名に遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示する場合</li> <li>五 原材料名に分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を表示する場合</li> <li>六 原材料名に特定遺伝子組換え農産物と非特定遺伝子組換え農産物を意図的に混合した旨を表示する場合</li> </ul>	原材料名	<p>1 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの</p> <p>2 原材料が一種類のみであるもの。ただし、次に掲げる場合は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 缶詰及び食肉製品の場合</li> <li>二 原材料名に分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示する場合</li> <li>三 原材料名に遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示する場合</li> <li>四 原材料名に分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を表示する場合</li> <li>五 原材料名に特定遺伝子組換え農産物と非特定遺伝子組換え農産物を意図的に混合した旨を表示する場合</li> </ul>
添加物	容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの（機能性表示食品を除く。）	添加物	容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの
内容量又は固形量及び 内容総量	<p>1 内容量を外見上容易に識別できるもの（特定商品の販売に係る計量に関する政令第五条に掲げる特定商品及び機能性表示食品を除く。2において同じ。）</p> <p>2 【略】</p>	内容量又は固形量及び内 容総量	<p>1 内容量を外見上容易に識別できるもの（特定商品の販売に係る計量に関する政令第五条に掲げる特定商品を除く。2において同じ。）</p> <p>2 【略】</p>
栄養成分の量及び熱量	<p>以下に掲げるもの（栄養表示（栄養成分若しくは熱量に関する表示及び栄養成分の総称、その構成成分、前駆体その他これらを示唆する表現が含まれる表示をいう。以下同じ。）をしようとする場合及び機能性表示食品を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの</li> <li>二 酒類</li> <li>三 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの</li> <li>四 極めて短い期間で原材料（その配合割合を含む。）が変更されるもの</li> <li>五 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの</li> </ul>	栄養成分の量及び熱量	<p>以下に掲げるもの（栄養表示（栄養成分若しくは熱量に関する表示及び栄養成分の総称、その構成成分、前駆体その他これらを示唆する表現が含まれる表示をいう。以下同じ。）をしようとする場合を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるもの</li> <li>二 酒類</li> <li>三 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの</li> <li>四 極めて短い期間で原材料（その配合割合を含む。）が変更されるもの</li> <li>五 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの</li> </ul>
【略】	【略】	【略】	【略】

(表示の方式等)

第八条 第三条及び第四条に掲げる事項（栄養成分の量及び熱量については、第三条、第四条及び前二条に掲げる事項）の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。ただし、別表第二十の上欄に掲げる食品にあっては、次の各号の規定（第三号の栄養成分の量及び熱量の表示に係る規定を除く。）にかかわらず、同表の中欄に定める様式（当該様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合を含む。）及び下欄に定める方式に従い表示されなければならない。

一 【略】

二 容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい箇所（栄養成分の量及び熱量の表示に関し、同一の食品が継続的に同一人に販売されるものであって、容器包装に表示することが困難な食品（特別用途食品及び機能性表示食品を除く。）にあっては、当該食品の販売に伴って定期的に購入者に提供される文書）に表示する。

三～六 【略】

七 特定保健用食品にあっては、特定の保健の目的が期待できる旨の表示は、添付する文書への表示をもって、容器包装への表示に代えることができる。

八～九 【略】

(表示禁止事項)

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関する限り、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一～六 【略】

七 機能性表示食品にあっては、次に掲げる用語

イ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語  
ロ 第七条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。）を強調する用語

ハ 消費者庁長官の評価、許可又は承認を受けたものと誤認させるような用語

三 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語

八 栄養機能食品にあっては、次に掲げる用語【栄養機能食品については現在検討中】

イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語  
ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

九 保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品をいう。以下同じ。）以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語【栄養機能食品については現在検討中】

十～十二 【略】

2 【略】

第十条～第十七条 【略】

(表示の方式等)

第八条 第三条及び第四条に掲げる事項（栄養成分の量及び熱量については、第三条、第四条及び前二条に掲げる事項）の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。ただし、別表第二十の上欄に掲げる食品にあっては、次の各号の規定（第三号の栄養成分の量及び熱量の表示に係る規定を除く。）にかかわらず、同表の中欄に定める様式（当該様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合を含む。）及び下欄に定める方式に従い表示されなければならない。

一 【略】

二 容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ことができるように当該容器包装の見やすい箇所（栄養成分の量及び熱量の表示に関し、同一の食品が継続的に同一人に販売されるものであって、容器包装に表示することが困難な食品（特定保健用食品を除く。）にあっては、当該食品の販売に伴って定期的に購入者に提供される文書）に表示する。

三～六 【略】

七 特定の保健の目的が期待できる旨の表示は、添付する文書への表示をもって、容器包装への表示に代えることができる。

八～九 【略】

(表示禁止事項)

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関する限り、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一～六 【略】

七 栄養機能食品にあっては、次に掲げる用語【栄養機能食品については現在検討中】

イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語  
ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

八 保健機能食品（特定保健用食品及び栄養機能食品をいう。以下同じ。）以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語【栄養機能食品については現在検討中】

九～十二 【略】

2 【略】

第十条～第十七条 【略】

(横断的義務表示)

第十八条 (略)

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないので、かつ、生産した場所で販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

【略】	【略】	【略】
特定保健用食品	【略】	【略】
機能性表示食品	保存の方法	<p>1 第三条第一項の表の保存の方法の項に定める表示の方法を準用する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、常温で保存すること以外にその保存方法に關し留意すべき事項がないものにあっては、保存の方法の表示を省略することができる。</p>
	機能性表示食品である旨	第三条第二項の表の機能性表示食品の項に定める表示の方法を準用する。
	科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性	
	栄養成分の量及び熱量	<p>1 栄養成分の量及び熱量については、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の一日当たりの摂取目安量当たりの量を表示する。</p> <p>2 1に定める成分以外の栄養成分を表示する場合は、一日当たりの摂取目安量当たりの当該栄養成分の量をナトリウムの量の次に表示する。</p> <p>3 1及び2に定めるほか、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項の下欄に定める表示の方法を準用する。この場合において、同条第一項の表の栄養成分（</p>

(横断的義務表示)

第十八条 (略)

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないので、かつ、生産した場所で販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

【略】	【略】	【略】
特定保健用食品	【略】	【略】

	<p><u>たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この項において同じ。) の量及び熱量の項の下欄 1 中「当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位（以下この項において「食品単位」という。）当たりの量」とあるのは「一日当たりの摂取目安量当たりの量」と読み替えるものとする。</u></p>
<u>一日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量</u>	<p><u>第三条第二項の表の機能性表示食品の項に定める表示の方法を準用する。</u></p>
<u>一日当たりの摂取目安量</u>	
<u>届出番号</u>	
<u>食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先</u>	<p><u>食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示する。</u></p>
<u>機能性及び安全性について、国による評価を受けたものでない旨</u>	<p><u>第三条第二項の表の機能性表示食品の項に定める表示の方法を準用する。</u></p>
<u>摂取の方法</u>	
<u>摂取する上での注意事項</u>	
<u>バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言</u>	
<u>調理又は保存の方法に特に注意を必要とするものにあっては当該注意事項</u>	
<u>疾病の診断、治療、予防を目的としたものではな</u>	

	<u>い旨</u>			
	<u>疾病に罹患している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨</u>			
	<u>体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨</u>			
対象農産物	【略】	【略】		
【略】	【略】	【略】		

#### 第十九条～第二十条 【略】

(任意表示)

第二十一条 食品関連事業者が一般用生鮮食品を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）に、次の表の上欄に掲げる事項が当該食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。

栄養成分（栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示唆する表現を含む。）及び熱量	【略】	栄養成分（栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示唆する表現を含む。）及び熱量	【略】
食生活において別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとして当該栄養成分の機能	【現在検討中】	食生活において別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとして当該栄養成分の機能	【現在検討中】
栄養成分の補給ができる旨	1 第七条の表の栄養成分の補給ができる旨の項に定める表示の方法を準用する。	栄養成分の補給ができる旨	1 第七条の表の栄養成分の補給ができる旨の項に定める表示の方法を準用する。

	<p>2 栄養成分の補給ができる旨の表示をする場合にあっては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。この場合において、栄養成分の補給ができる旨を表示しようとする栄養成分を除き、同項下欄2のただし書きの規定は適用しない。</p>		<p>2 栄養成分の補給ができる旨の表示をする場合にあっては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。</p>
栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨	<p>1 第七条の表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の項に定める表示の方法を準用する。</p> <p>2 栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合にあっては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。この場合において、栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨を表示しようとする栄養成分又は熱量を除き、同項下欄2のただし書きの規定は適用しない。</p>	栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨	<p>1 第七条の表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の項に定める表示の方法を準用する。</p> <p>2 栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合にあっては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項に定める表示の方法を準用して表示する。</p>

#### (表示の方式等)

第二十二条 第十八条、第十九条及び前条に掲げる事項の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。

#### 一～三 【略】

#### 四 機能性表示食品にあっては、次に定めるとおり表示する。

- イ 機能性表示食品である旨は、容器包装の主要面に表示する。
- ロ 機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性並びに機能性及び安全性について、国に評価を受けたものではない旨は、容器包装の同一面に表示する。

#### 五 玄米及び精米の表示は、別記様式四により行う。

六 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの。）の量及び熱量の表示は別記様式二（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム以外の栄養成分もこれと併せて表示する場合にあっては、別記様式三）により行う。

七 第二号の規定にかかわらず、特定保健用食品にあっては、特定の保健の目的が期待できる旨の表示は、添付する文書への記載をもって、容器包装への表示に代えることができる。

八 表示に用いる文字（玄米及び精米にあっては、文字及び枠）の色は、背景の色と対照的な色とする。

九 容器包装への表示に用いる文字は、JISZ八三〇五に規定する八ポイントの活字以上の大きさの文字（玄米及び精米にあっては、容器包装の表示に用いる文字は、JISZ八三〇五に規定

#### (表示の方式等)

第二十二条 第十八条、第十九条及び前条に掲げる事項の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。

#### 一～三 【略】

#### 四 玄米及び精米の表示は、別記様式四により行う。

五 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの。）の量及び熱量の表示は別記様式二（たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養成分もこれと併せて表示する場合にあっては、別記様式三）により行う。

六 第二号の規定にかかわらず、特定の保健の目的が期待できる旨の表示は、添付する文書への記載をもって、容器包装への表示に代えることができる。

七 表示に用いる文字（玄米及び精米にあっては、文字及び枠）の色は、背景の色と対照的な色とする。

八 容器包装への表示に用いる文字は、JISZ八三〇五に規定する八ポイントの活字以上の大きさの文字（玄米及び精米にあっては、容器包装の表示に用いる文字は、JISZ八三〇五に規定

する十二ポイント（内容量が三キログラム以下のものにあっては、八ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字）としなければならない。ただし、表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものに表示するものにあっては、JIS Z八三〇五に規定する五・五ポイントの活字以上の文字としなければならない。

2 【略】

（表示禁止事項）

第二十三条 食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関連して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。

一～五 【略】

六 機能性表示食品にあっては、次に掲げる用語

イ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語

ロ 第七条の規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示をする場合を除き、消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分（別表第九の第一欄に掲げる栄養成分を含む。）を強調する用語

ハ 消費者庁長官の評価、許可又は承認を受けたものと誤認させるような用語

三 別表第九の第一欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語

七～九 【略】

2 【略】

第二十四条～第四十一条 【略】

附 則

【略】

別表第一～別表第十九 【略】

別表第二十（第八条関係）

食品	様式	表示の方式
機能性表示食品	別記様式一の規定による。	第八条各号の規定によるほか、次に定めるところによる。 1 機能性表示食品である旨は、容器包装の主要面に表示する。 2 機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性並びに機能性及び安全性について、国に評価を受けたものではない旨は、容器包装の同一面に表示する。
農産物缶詰及	【略】	【略】

規定する十二ポイント（内容量が三キログラム以下のものにあっては、八ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字）としなければならない。ただし、表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものに表示するものにあっては、JIS Z八三〇五に規定する五・五ポイントの活字以上の文字としなければならない。

2 【略】

（表示禁止事項）

第二十三条 食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関連して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。

一～五 【略】

六～八 【略】

2 【略】

第二十四条～第四十一条 【略】

附 則

【略】

別表第一～別表第十九 【略】

別表第二十（第八条関係）

食品	様式	表示の方式
農産物缶詰	【略】	【略】

及び農産物瓶詰		
【略】	【略】	【略】

別表第二十一～別表第二十五 【略】

別記様式一～別記様式四 【略】

及び農産物 瓶詰		
【略】	【略】	【略】

別表第二十～別表第二十五 【略】

別記様式一～別記様式四 【略】